

第2章 日本体育協会加盟団体調査報告

「(財)日本体育協会加盟団体における倫理問題に対する取組み状況」について

この章では、(財)日本体育協会加盟団体に対しておこなった倫理問題への取組み状況調査の結果を報告する。具体的な調査方法等については、第1章第1節を参照されたい。

第1節 結果

(1)倫理規程やガイドラインの有無とそれに含まれる内容

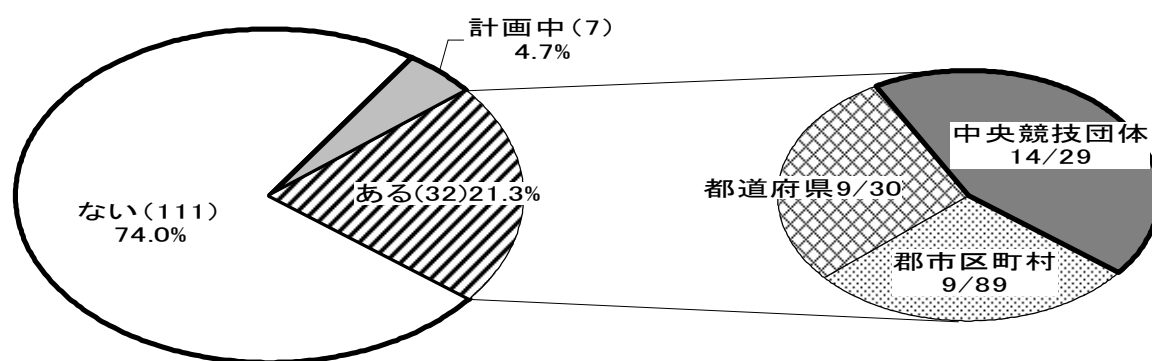


図1.倫理規程の有無(N=150)

図1は、「倫理規程やガイドラインの有無」についてたずねた結果である。寄せられた150団体の回答のうち、倫理に関するなんらかの規程やガイドラインが「ある」団体は32(21.3%)、「ない」は111(74.0%)、「計画中」が7(4.7%)であり、7割以上の団体がそうした規則を組織内で整えていないことがわかった。

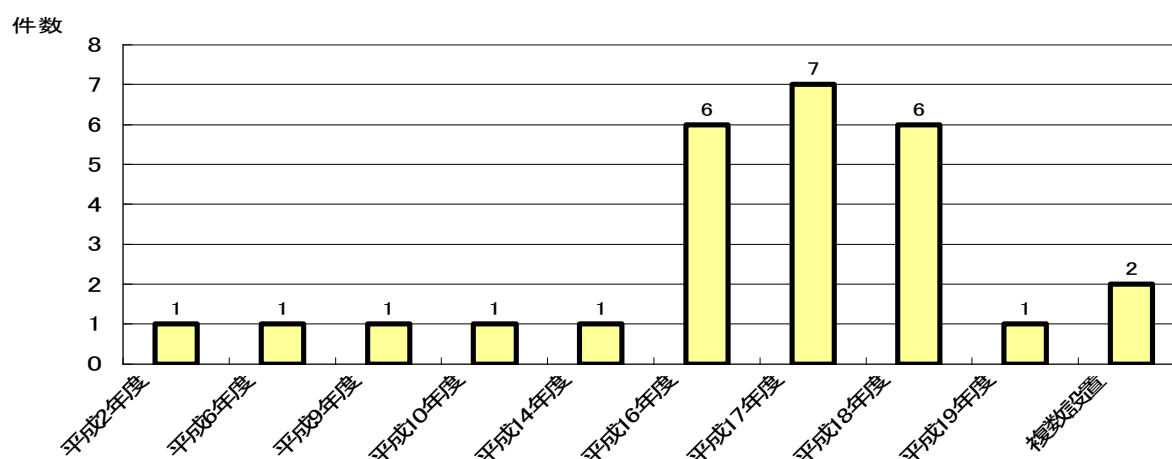


図2.倫理規程等制定年度(N=27)

それらの倫理規程やガイドラインの制定年度をたずねたところ、回答した27団体のうち19(70.4%)が平成16年(2004年)から18年(2006年)にかけて制度をつくっており、日体協が「倫理に関するガ

イドライン」を公表し、加盟団体にも制度の整備を呼びかけたことがきっかけになっていることがうかがえる(図2)。しかし、規程等の実際の整備についてはあくまでも各加盟団体の判断にゆだねられており、現状ではあまり積極的な動きにつながっていない。

規程等に含まれる項目を見ると(図3)、基本的に日体協が示す項目(1.暴力行為 2.セクシュアル・ハラスメント 3.アンチ・ドーピング 4.指導者等と競技者等の人間関係 5.経理処理 6.金銭的不正行為について 7.選手・役員の選考 8.一般社会人としての社会規範)をほぼ踏襲したものとなっていることがわかる。

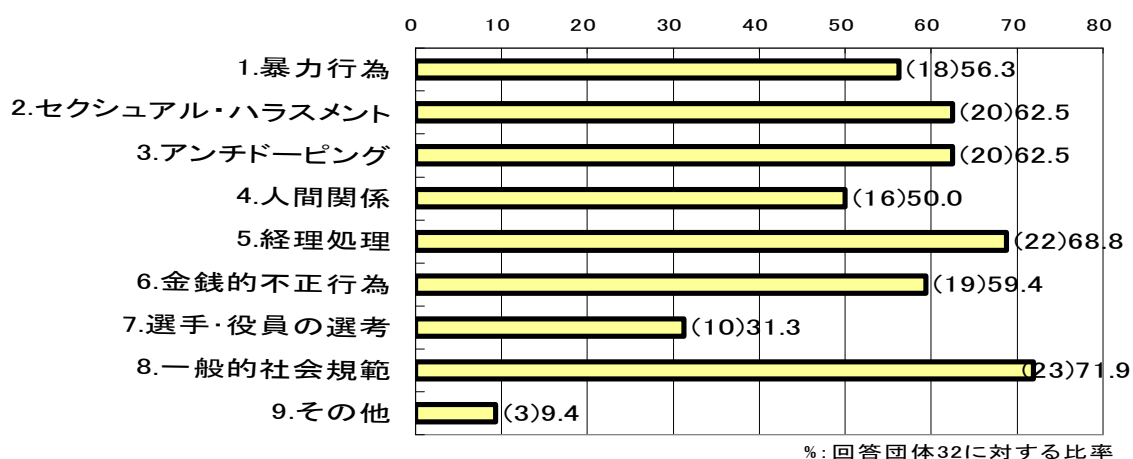


図3.倫理規程等に含まれる項目(複数回答)(回答総数151)

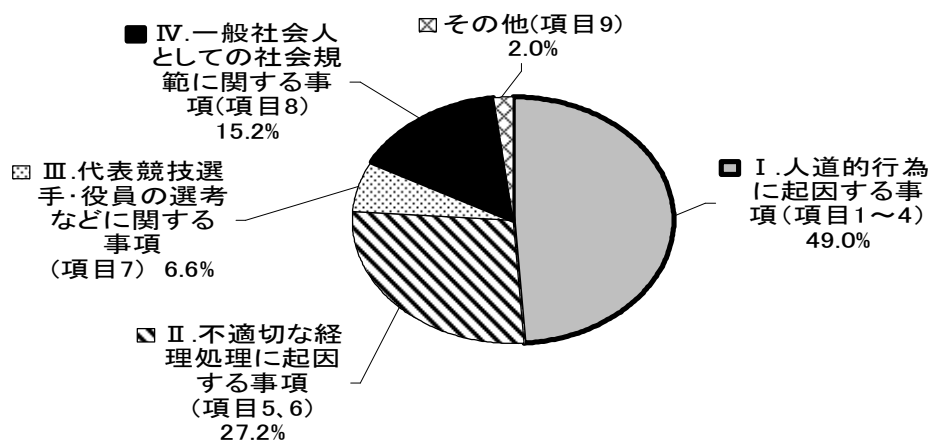


図4. 倫理規程項目(日体協倫理ガイドライン大項目別)(N=151)

これらを日体協の「倫理に関するガイドライン」における大項目ごとに分類したところ(図4)、全体の約半数が「I.人道的行為に起因する事項」(図3の項目1~4)を占め、3割弱が「II.不適切な経理処理に起因する事項」(図3の項目5,6)、約15%が「IV.一般社会人としての社会規範に関する事項」(同、項目8)、約7%が「III.代表競技選手・役員などに関する事項」となった。

規程等の周知方法（複数回答）については（図5）、制定した32団体のうち3団体を除いては、なんらかの方法で関係者に周知していた。回答した31団体のうち周知方法では、「HP掲載」が9(29.0%)、「指導者に配布」が5(16.1%)であった。最も多かった「その他」15(48.4%)の内容のほとんどは、団体（長）、役職員や事務局、委員などであり、こうした取組みが組織上層部への周知にとどまり、指導者や選手に対する直接的な周知が積極的になされていないことがうかがえる。これはそもそも、役員などの限られた範囲での規程が多いことに起因しているとも考えられる。なお、中には「規程を制定し会員の登録更新時に配布」や「今後、他事例なども研究し、詳細を詰めていく考え」との回答もみられた。

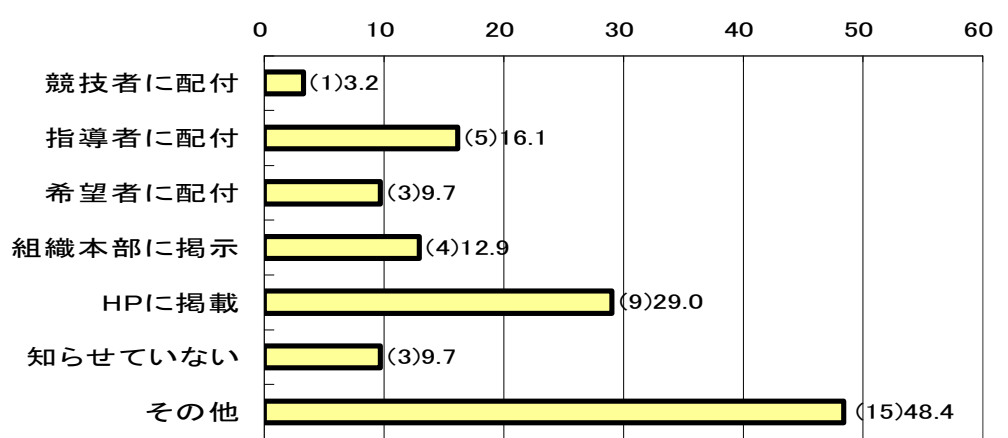


図5.規程等の周知方法(複数回答)(回答総数40) %: 回答31団体に対する比率

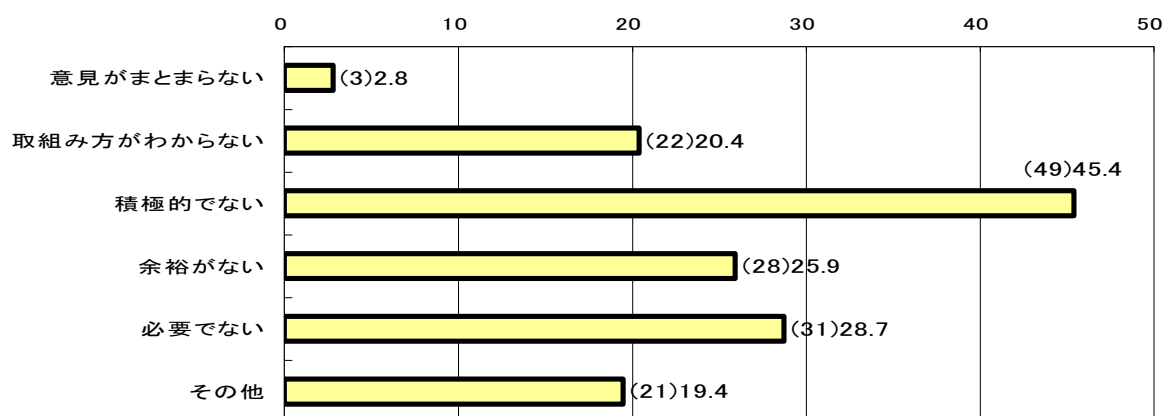


図6.規程等を制定していない理由(複数回答)(回答総数154) %: 回答108団体に対する比率

規程等を制定しない理由（複数回答）をたずねたところ（図6）、回答した108団体のうち49(45.4%)が「積極的でない」、31(28.7%)が「必要でない」と回答し、規程の制定には前向きでないことがわかる。一方で、28(25.9%)が「余裕がない」、22(20.4%)が「取組み方がわからない」と回答し、取組みの必要性を感じながらも足踏みをしている団体も一定数みられた。「その他」にも多くの記述がみられた。大別すると、「考えたことがない、意識したことがない」または「倫理問題はスポーツの前提なの

であえてとりあげない」、「上部組織の指針に対応、または総括的な規程で処理している」または「情報交換、意見交換できるようにはなっている」、「個別の競技団体に定めるべき」、「今後検討予定」などであった。

(2) 倫理委員会の設置状況

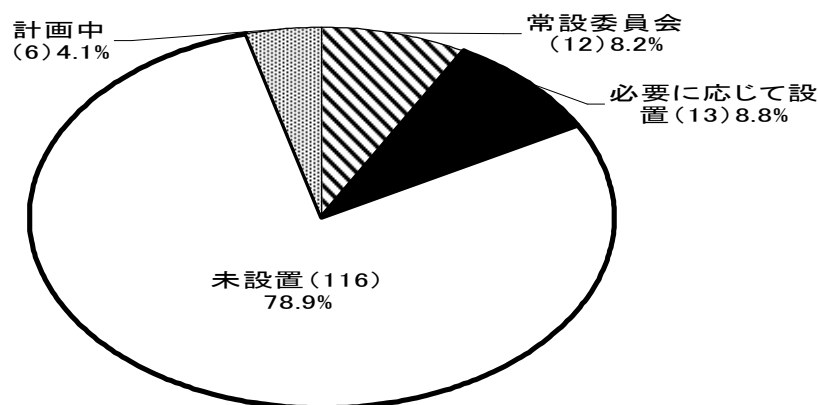


図7.倫理委員会の設置状況(N=147)

図7は、倫理委員会の設置の有無についてたずねた結果である。回答した147団体のうち8割近くが「未設置」(116:78.9%)であり、「必要に応じて設置」が13(8.8%)、「常設の委員会を設置」が12(8.2%)、「計画中」が6(4.1%)であった。

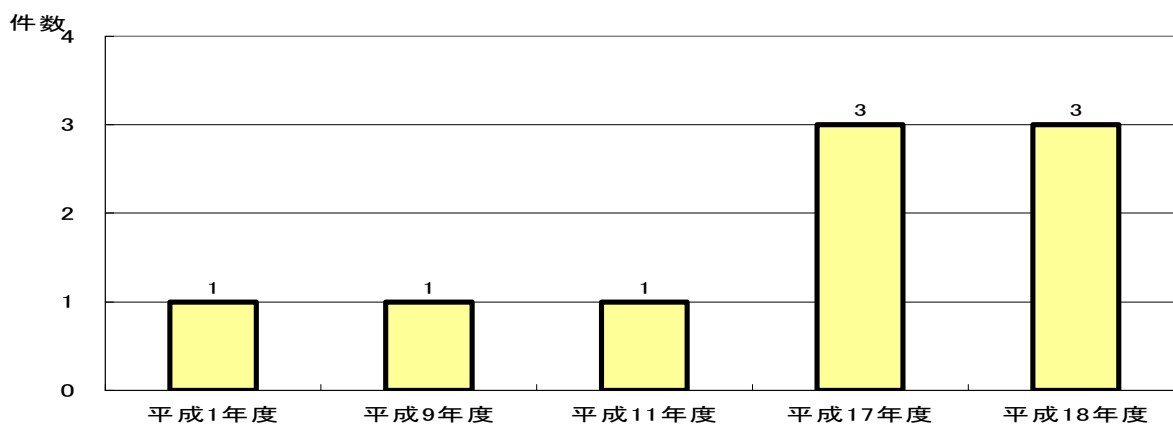


図8.倫理委員会設置年度(N=9)

設置年度をたずねたところ(図8)、回答した9団体のうち、6団体が平成17年度(2005年)と18年度(2006年)に集中しており、やはり日体協ガイドラインが設置の引き金になっているようである。

(3) 予防対策としての意識啓発活動 (規程や倫理委員会以外)

図9は、倫理的問題に関する不祥事予防のための意識啓発等について、なんらかの取り組みを行っているかどうかをたずねた結果である。行っているとしたのは、回答148団体のうちわずか26(17.6%)、行っていないのは114(77.0%)、計画中の団体は8(5.4%)と、意識啓発のための取り組みも低調であるこ

とがわかる。

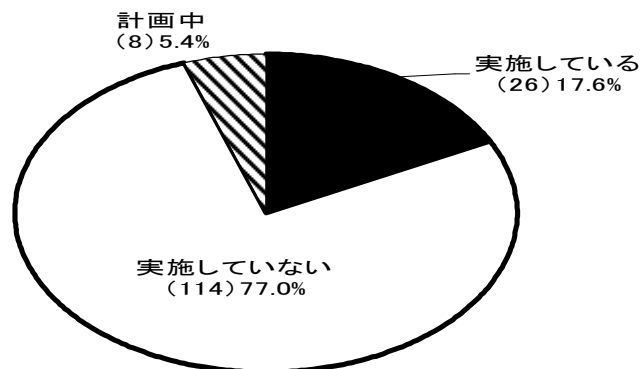


図9.予防対策としての意識啓発活動等の実施(N=148)

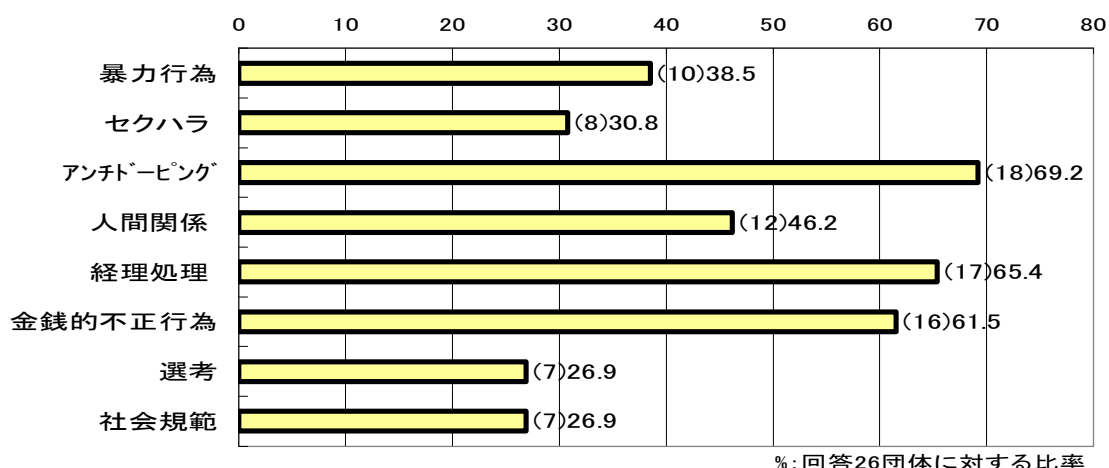


図10.予防対策実施項目(複数回答)(回答総数95)

予防対策取組みの実施項目(複数回答)についてみたところ(図10)、26団体中、多い順に「アンチ・ドーピング」(18:69.2%)、「経理処理」(17:65.4%)、「金銭的不正行為」(16:61.5%)、「人間関係」(12:46.2%)、「暴力行為」(10:38.5%)、「セクシュアル・ハラスメント」(8:30.8%)であった。

具体的手段(複数回答)としては(図11)、「研修会実施」(14:53.8%)、「行事参加者への指導徹底」(12:46.2%)が多く、一方通行の啓発に偏っていることがうかがえる。「アンケート実施」(2:7.7%)で現状を把握したり、「手引き作成」(5:19.2%)、「相談窓口設置」(3:11.5%)、「専門担当者配置」(1:3.8%)など、暴力行為やセクシュアル・ハラスメントといった人間関係の問題処理に関わる具体的な事例に対する対応や解決の道筋を示す対策はほとんどとられていないことがわかる。日体協自体の取組み方にも偏りがあり、アンチ・ドーピングに関わる具体的な取組みや案内に比べ、暴力やセクシュアル・ハラスメントへの対応は積極的ではない。

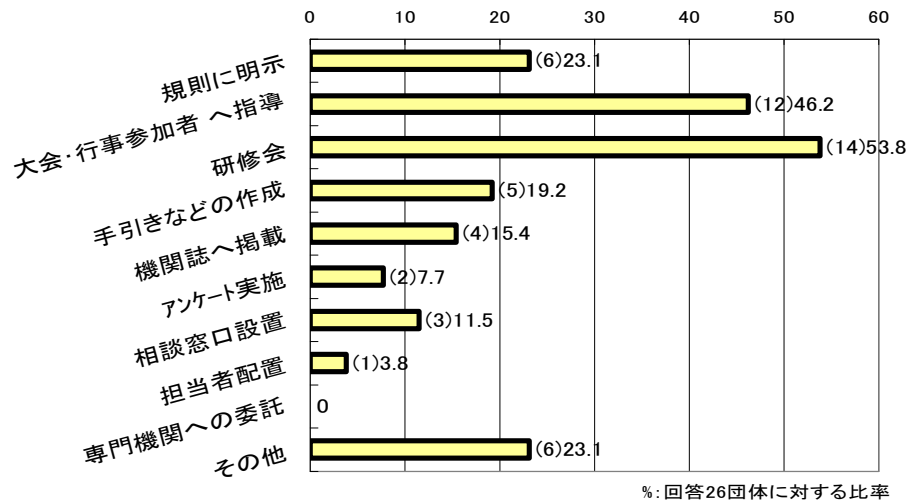


図11.対策の具体的手段(複数回答)(回答総数53)

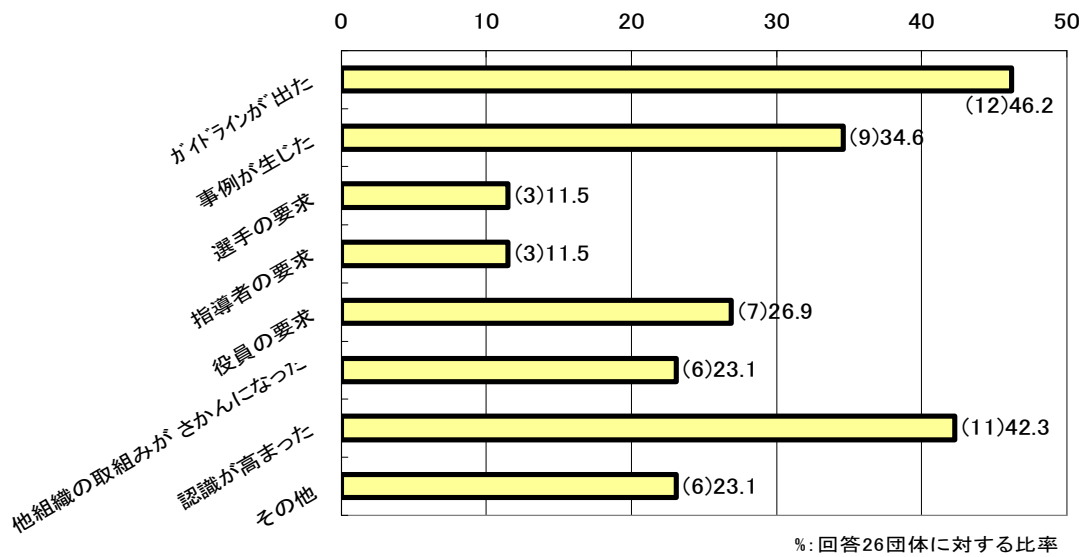


図12.取組みをはじめたきっかけ(複数回答)(回答総数57)

具体的にこのような予防対策に取り組んだきっかけについては(図 12)、「日体協のガイドラインが出たから」(12: 46.2%)、「人権や倫理問題への対策はスポーツ組織の責務であるとの認識に達したから」(11: 42.3%)などが多かった。その中で 9 団体(34.6%)が「具体的事例が生じたから」と回答したことは注目に値する。

(4)不祥事発生後の処理のための規程(内規)の有無

組織内でなんらかの不祥事が発生した場合、それらの問題を処理するための規程などがあるかどうか

かをたずねたところ（図13）、148団体中、40(27.0%)が「ある」、99(66.9%)が「ない」、「計画中」が9(6.1%)と回答した。

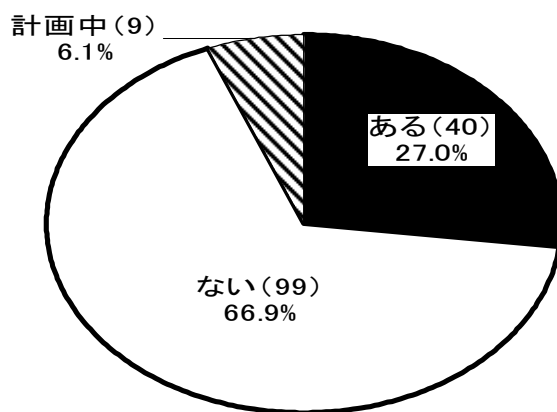


図13.不祥事発生後の処理規程等の有無(N=148)

(5) 実際に対処した倫理問題件数

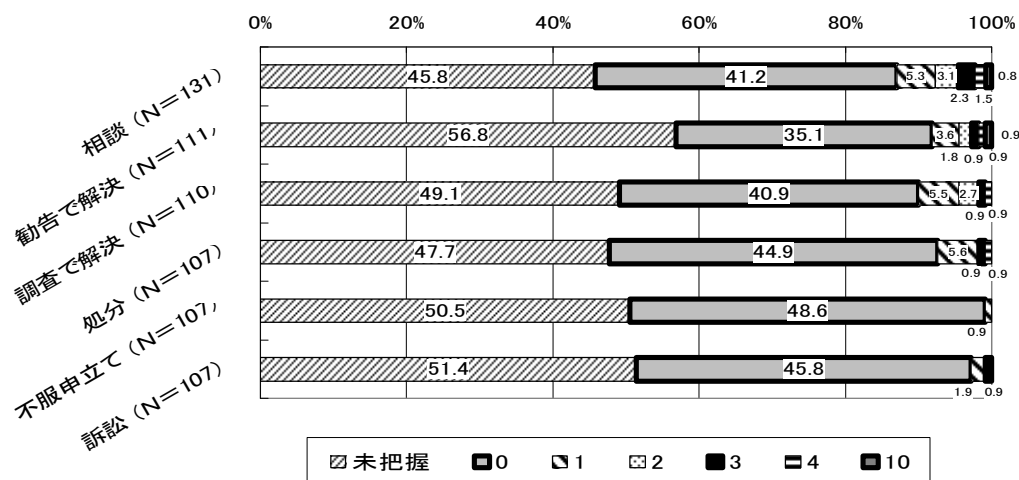


図14.倫理問題への対処件数(H17～H18年度)

図14は、なんらかの倫理問題について実際に対処した件数をたずねた結果である。「相談」、「勧告で解決」、「調査で解決」、「処分」、「不服申立て」、「訴訟」のそれぞれの対処件数について、回答した団体のほぼ9割は、「0件」および「未把握」であり、スポーツ組織がこれらの問題を把握したり対処したりしている率はきわめて低いといえる。

実際の対処件数はともかく、「(0件も含め)把握している」か「未把握」かについて、倫理規程の有無とのかかわりを見てみた(図15)。倫理規程の有無と「未把握率」を比較したところ、倫理規程をもつ組織の方がもたない組織より「未把握」の割合は低い。倫理規程をもつこと(もしくはそうし

た姿勢をもつこと)が、こうした問題の把握への第1歩ともいえるかもしれない。

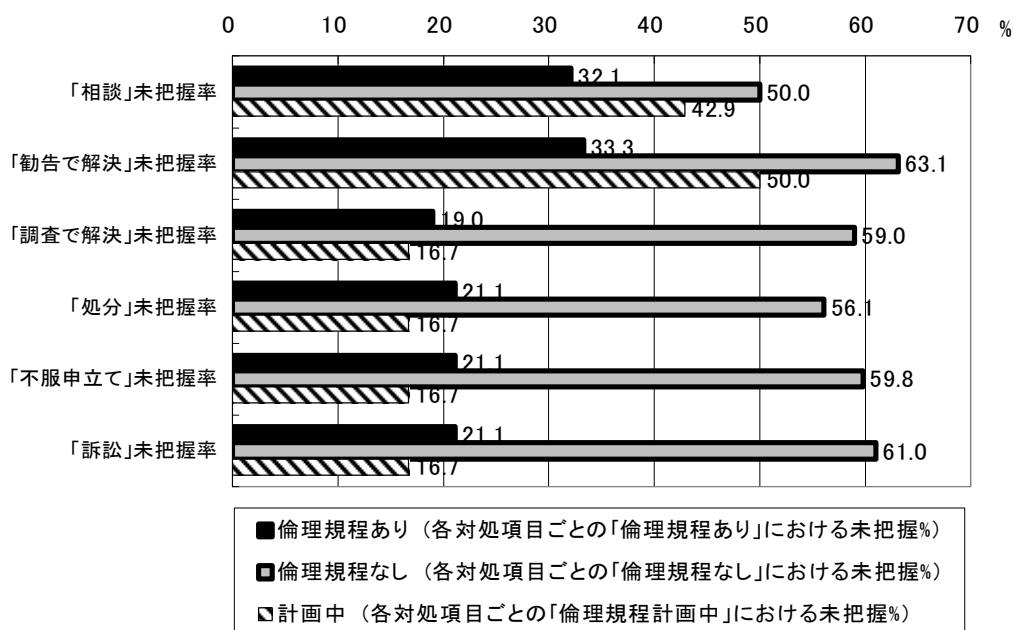


図15. 対処件数未把握率と倫理規程の有無

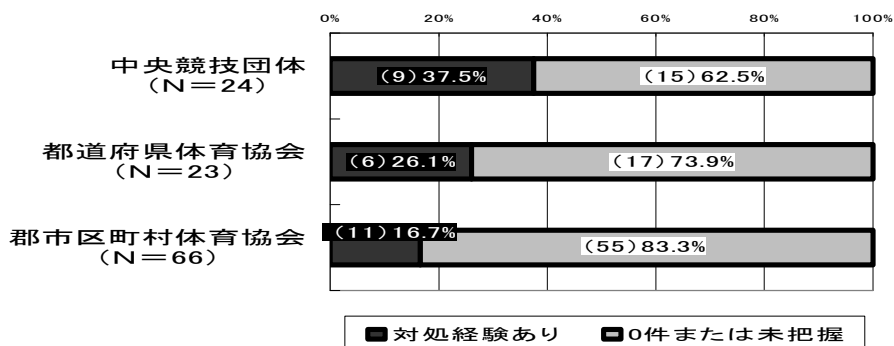


図16. 団体種別何らかの対処経験率

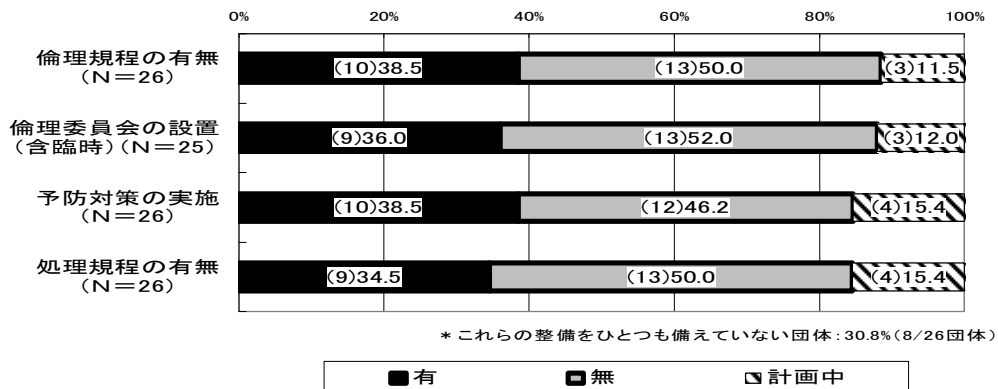


図 17. 対処経験 26 団体の倫理問題環境整備状況

他方、上記 6 項目のいずれかに一度でも対処した経験をもつ 26 団体についてその種別をみると (図 16)、中央競技団体 9、都道府県体育協会 6、郡市区町村体育協会 11 であった。これらの団体の倫理問題に関する環境整備状況をみると (図 17)、倫理規程をもつ団体が 10(38.5%)、倫理委員会の設置をしている (常設、臨時含む) 団体が 9(36.0%)、なんらかの予防対策を実施している団体が 10(38.5%)、処理規程をもつ団体が 9(34.5%) であった。また、これらの環境整備をひとつも備えていない団体も 8 団体(30.8%) あり、倫理規程や倫理委員会、各種の具体的な予防対策、処理規程等の有無にかかわらず、問題への対応を迫られているスポーツ組織の実態も明らかになった。

第 2 節 関連資料 (倫理規程など) の概要

本調査では、各調査対象団体に対し、倫理規程や、暴力・セクシュアル・ハラスメント防止対策関連資料の送付も求めた。規程などが掲載された HP 情報も求め、合計 21 件の「(役職員、会員等) 倫理規程」、3 件のアンチ・ドーピング (部会) 規程とリーフレット、3 件の「懲罰/倫理委員会規程」、および「懲罰規程」と「職員就業規則」を各 1 件、参照することができた。「倫理規程」に関してはほぼ一様に、<遵守/禁止>事項として、日体協ガイドラインに沿った 5~10 項目が立てられているのみであった。暴力やセクシュアル・ハラスメントなどに関して、その定義や内容、基本的考え方に関するていねいな説明のあるものはほとんどなく、調査などに基づく独自の詳細な記述も見られなかった。

第 3 節 今後の環境整備に向けて：セクシュアル・ハラスメント等防止対策の必要条件と評価基準 —IOC 声明文によるスポーツ組織への勧告—を参考に

IOC は「スポーツにおける性的虐待、セクシュアル・ハラスメント」に関する声明文冒頭で、セクシュアル・ハラスメントや性的虐待は、スポーツに携わるすべての関係者を傷つける人権侵害行為であり、とりわけスポーツ組織には、これを防止し根絶するために強力なリーダーシップを発揮する義務があると宣言している。また、これらの問題が生じる原因として、スポーツにおける権力関係と権力の乱用を指摘しており、この方針が単にセクシュアル・ハラスメントや性的虐待の防止にとどまらず、安全で協力的なスポーツ環境を保障するための重要な視点に基づいていることが理解できる。従

って、IOC がその声明文の最後で提示している以下の7項目のスポーツ組織への勧告は、より広範な倫理問題への対策を考えるうえでも、有効な示唆をもつものといえよう。

1. 防止のための方針と手順の策定
2. 方針と手順の実行の監視
3. 方針が与えた影響の評価
4. 教育と訓練の開発
5. 公平で尊敬しうる倫理的なリーダーシップの育成、実証
6. 両親や保護者との強いパートナーシップの育成
7. 科学的調査研究の促進、支持

この指針と照らし合わせたとき、傘下組織にとっての指針となる日体協ガイドラインの暴力やセクシュアル・ハラスメントに関する記述は、より詳細で具体的な方針によってカバーされない限り、きわめて不十分なものといわざるをえない。調査結果が示すように、現状では低い実施率であっても、日体協ガイドラインの制定が引き金となってスポーツ組織による倫理問題への取組みが始まっていることを考えれば、その影響力は否定しえない。日体協をはじめ、日本のスポーツ組織を統括する上部団体には、これらの倫理問題に対するより深い問題意識と理解、対応が求められる。

第4節 まとめと考察

日本のスポーツ組織における倫理問題に対する取組み状況を、日体協ガイドラインに沿って調査したところ、(1)倫理規程等の制定 (2)倫理委員会設置 (3)予防対策活動実施 (4)処理規程制定ともに、おおむね低調な取組みの現状が明らかになった。とりわけ、本研究の主たる関心事である暴力やセクシュアル・ハラスメントへの具体的対策に関しては、参照できた限りにおいて日体協ガイドラインの記述を超える詳細なものはみられず、禁止あるいは遵守事項として規定された題目のみが一人歩きしている状況が読み取れた。

一方で今日、暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの倫理問題にスポーツ統括組織は否応なく対応を迫られる現状にもある。倫理規程の存在が、こうした問題の把握につながる可能性も認められ、また高峰¹⁾も指摘するように、こうした環境整備が倫理問題への有効な予防、対応策となることはいうまでもない。とりわけスポーツ組織の上部統括団体の影響力は無視できないものであり、この問題に対する真摯で具体的な取組みとリーダーシップが期待される。

しかしながら、スポーツ界における問題の原因や構造に対する理解が共有されないまま、いたずらに項目だけを並べた規則づくりが先行することも避けられるべきであろう。場合によっては組織防衛の手段になるだけの規則づくりであっては、かえって健全なスポーツ環境を阻害する結果につながりかねない。またプリンジャー²⁾が IOC 声明文検討部会で指摘したように、暴力やセクシュアル・ハラスメントから個人を保護する手段を、コーチングの「制限」としてではなく、「より効果的なコーチングについてはより健全なスポーツシステムづくりの中心テーマ」としてとらえていくことも、対策の重要な視点となるだろう。

<参考文献>

- 1) 前掲書、高峰修（2007）「スポーツ統括組織における倫理に関する環境整備の必要性—セクシュアル・ハラスメント事件を事例として—」日本スポーツ産業学会、pp.57-64.
- 2) International Olympic Committee, IOC Consensus Conference “Sexual Abuse and Harassment in Sport”, IOC headquarters, Lausanne, Coubertin room, 3-5, October 2006.

*本章は、「(財)日本体育協会加盟団体における倫理問題に対する取組み状況」第17回日本スポーツ社会学会名古屋大会（2008.3.18 於 中京大学名古屋キャンパス）発表時の資料をもとに加筆修正したものである。